

電気通信番号規則の一部改正について

(諮問第3059号)

<目 次>

1 諮問書	1
2 改正概要	2
3 新旧対照表	6

・ 電気通信番号規則の一部を改正する省令案

(参考)

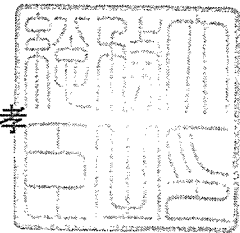
・ 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案	1 7
・ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案	2 2



情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

諮問第3059号
平成25年10月2日

総務大臣 新藤 義孝



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第50条第1項の規定による電気通信番号の基準に係る省令委任事項を定めるため、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信番号規則の一部改正について

I 背景

情報通信審議会において、平成26年度内に携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ（以下「番号ポータビリティ」という。）の導入を目指すことが適当である旨の答申が示されている（平成24年3月1日情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」）。同答申において、番号ポータビリティの導入にあたっては、利用者利便の向上や、より一層の競争環境の進展等の効果が見込まれることから、利用者保護が図られることを前提として導入が適当とされている。

そのため、同答申で示されたPHSへの発信に係る識別音挿入を行い、携帯電話とPHSの識別性確保に向けた対応をPHS事業者において実施する等の利用者利便の確保が可能となったことから番号ポータビリティの実現を図るべく、電気通信番号規則の一部改正を行うものである。

なお、同答申で示された携帯電話番号の需要増加に伴う電気通信番号の不足に対応するための携帯電話番号への070番号開放については平成24年度に電気通信番号規則を改正済み。

II 改正の概要

○ 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）【9条、20条等】の一部改正 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ義務規定の導入

本件は、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入するため、関係規定の改正を行うものである。

ただし、次の端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は含まない。

ア 携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備（衛星船舶電話、衛星携帯電話）

イ 提供する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備

（参考：諮問対象外）

○ 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）【様式第28及び第29関係】及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）【別表第11関係】の一部改正

- ・ 電気通信番号規則の一部改正に伴う所要の規定整備を行う。

Ⅲ 附則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号については、この省令による改正後の電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号として指定されたものとみなす。

2 この省令による改正後の第20条の規定は、この省令の施行の際現に新規の契約の締結を停止し、又は停止する旨が明らかにされている電気通信役務について、利用者がその提供を受けるために電気通信事業者を変更する場合については、適用しない。

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入の背景

番号ポータビリティに対する利用者のニーズ

・携帯電話やPHSの電話番号については、個人とひもづいた形での利用が進展しており、番号ポータビリティに対する利用者の要望は強いものと考えられる。

※携帯電話及びPHSの利用者に対するアンケートでは、PHS利用者の約38%、携帯電話利用者の約15% が両サービス間の番号ポータビリティを利用したいという結果となっている(情報通信審議会答申より)。

携帯電話とPHSのサービス状況

- ・PHSのサービス提供エリア、人口カバー率拡大
- ・携帯電話とPHSの料金格差の縮小

※PHS人口カバー率 99%

※固定電話発-携帯電話・PHS着料金

NTTドコモ: 60円、KDDI: 90~120円、ソフトバンクモバイル: 120円、イー・アクセス: 60円、ウィルコム: 40~130円(平日昼間3分 税抜)

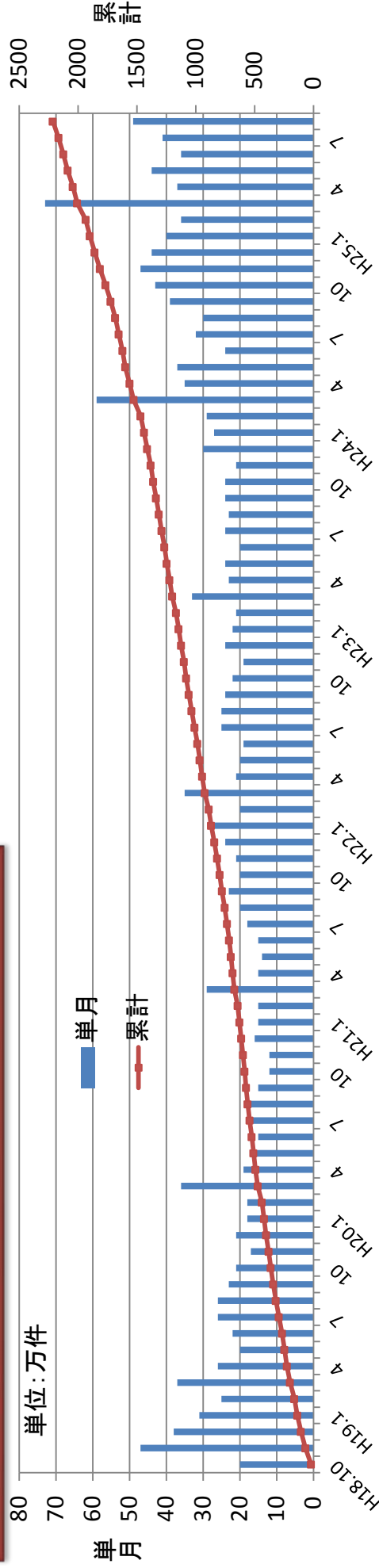
・携帯電話の基本料金、通話料金の低廉化

・サービスの多様化

※ARPU 平成18年度→平成24年度 30.3%減(平成25年版情報通信白書より)

※各社無料サービス、家族割引サービス等の提供

携帯電話番号ポータビリティ利用数の推移



携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入の課題 (情報通信審議会答申(平成24年3月)で指摘された課題)

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護

- ・携帯電話とPHSとの料金差に関する識別性確保に向けた措置の検討が必要である。
- PHS事業者において、PHS着信時に識別音を導入することにより接続先がPHSかどうか識別可能となるよう措置を行うとのこと。

携帯電話とPHS間のSMS(ショートメッセージサービス)相互接続

- ・現在は携帯電話とPHS間ではSMSサービスが実現されていないが、番号ポータビリティによりSMSサービスの相互接続に向けた検討を進めることが適当である。
- PHS事業者では、携帯電話とPHS間でSMS相互接続に向け協議を実施しており、対応可能なPHS端末を開発中とのこと。

選択中継サービスの利用

- ・関係事業者の過度な経済的負担とならない限りは、PHSへの選択中継サービスからの発信に対応することが求められる。
- 選択中継に対応するために、各社協議を実施中。携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入までには対応可能とのこと。

改正案

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

- 一・二 （略）
- 三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

四 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 人工衛星を介して二以上の国において提供する移動電気通信役務（当該役務の提供に係る電気通信回線設備を識別するために用いる番号が国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第八号に定めるものとする。

2 前項第三号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備又は次条第一項第二号に規定する電気通信番号により識別さ

現行

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

- 一・二 （略）
- 三 携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

四 PHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第八号に定めるものとする。

六 人工衛星を介して二以上の国において提供する移動電気通信役務（当該役務の提供に係る電気通信回線設備を識別するために用いる番号が国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第九号に定めるものとする。

2 前項第三号及び第四号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備又は次条第一項第二号に規定する電気通信番号に

れる音声伝送役務に係る端末系伝送路設備に限る。)を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

(電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号)

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

一 電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務(前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話若しくはPHSに係る端末系伝送路設備又は次号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備を組み合わせて提供するもの(同一の種類の設備を組み合わせて提供するものを含む。))に限る。)を識別するための電気通信番号は、別表第一第九号に定めるものとする。

二 端末系伝送路設備(無線呼出しの役務に係るものを除く。)から利用者の使用に係る端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続されるものに限る。)に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号は、別表第一第十号に定めるものとする。

三 (略)

2 前項第二号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用

より識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備に限る。)を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

(電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号)

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

一 電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務(前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話に係る端末系伝送路設備、同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるPHSに係る端末系伝送路設備又は次号に規定する電気通信番号により識別される音声伝送役務に係る端末系伝送路設備を組み合わせて提供するもの(同一の種類の設備を組み合わせて提供するものを含む。))に限る。)を識別するための電気通信番号は、別表第一第十号に定めるものとする。

二 端末系伝送路設備(無線呼出しの役務に係るものを除く。)から利用者の使用に係る端末設備等(インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続されるものに限る。)に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号は、別表第一第十一号に定めるものとする。

三 (略)

2 前項第二号に規定する電気通信番号は、電気通信事業者が利用

者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備又は同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話若しくはPHSに係る端末系伝送路設備に限る。）を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

（データ通信設備に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第十二条 データ通信設備（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したパケット交換によるデータ通信に係るものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第十一号に定めるものとする。

（電子メール通信網を識別するための電気通信番号）

第十三条 電子メール通信網（メッセージ交換を行う機能を有する電気通信設備であり、国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した通信方式に基づくものに限る。）を識別するための電気通信番号は、別表第一第十二号に定めるものとする。

（プレフィックス）

第十四条 プレフィックス（特定の電気通信番号に前置する電気通信番号をいう。）は、次のとおりとする。

一 （略）

者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備（前条第一項第一号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備、同項第三号に規定する電気通信番号により識別される携帯電話に係る端末系伝送路設備又は同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるPHSに係る端末系伝送路設備に限る。）を介して提供する電気通信役務を識別するために用いることができる。

（データ通信設備に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第十二条 データ通信設備（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したパケット交換によるデータ通信に係るものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第十二号に定めるものとする。

（電子メール通信網を識別するための電気通信番号）

第十三条 電子メール通信網（メッセージ交換を行う機能を有する電気通信設備であり、国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した通信方式に基づくものに限る。）を識別するための電気通信番号は、別表第一第十三号に定めるものとする。

（プレフィックス）

第十四条 プレフィックス（特定の電気通信番号に前置する電気通信番号をいう。）は、次のとおりとする。

一 （略）

二 国内プレフィックス（第九条第一項（第五号）を除く。）又は第十条第一項第一号若しくは第二号に定める電気通信番号又は総務大臣が別に告示する電気通信番号に前置する電気通信番号）は、○とする。

（電気通信番号の指定の申請）

第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 （略）

3 次に掲げる場合にあつては、様式第二により、別表第三に規定する要件を確認できる事項をあらかじめ総務大臣に届け出なければならぬ。ただし、電気通信番号の指定の申請の際に申請書に前項第七号に掲げる事項を記載した場合は、この限りでない。

一 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を同条第二項に規定する電気通信役務を識別するために用いようとする場合

二 （略）

4 （略）

第四章 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置

第二十条 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供

二 国内プレフィックス（第九条第一項（第六号）を除く。）又は第十条第一項第一号若しくは第二号に定める電気通信番号又は総務大臣が別に告示する電気通信番号に前置する電気通信番号）は、○とする。

（電気通信番号の指定の申請）

第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 （略）

3 次に掲げる場合にあつては、様式第二により、別表第三に規定する要件を確認できる事項をあらかじめ総務大臣に届け出なければならぬ。ただし、電気通信番号の指定の申請の際に申請書に前項第七号に掲げる事項を記載した場合は、この限りでない。

一 第九条第一項第三号又は第四号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者が、当該電気通信番号を同条第二項に規定する電気通信役務を識別するために用いようとする場合

二 （略）

4 （略）

第四章 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の使用に必要な措置

第二十条 第九条第一項第三号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、当該電気通信番号（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に規定する携帯移動地球局に係る端末系伝送路設備又は提供

する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。)について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定を受けた電気通信事業者又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話又はPHSの役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)に変更できるようにするための措置

二 他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話又はPHSの役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者に変更できるようにするための措置

三 当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話又はPHSの役務の提供を受ける電気通信事業者を、当該指定を受けた電気通信事業者と卸先電気通信事業者との間及び卸先電気通信事業者間で変更できるようにするための措置

する役務がデータ伝送役務のみである端末系伝送路設備を識別するためのものを除く。)について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定を受けた電気通信事業者又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)に変更できるようにするための措置

二 他の電気通信事業者(卸先電気通信事業者を除く。)の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者に変更できるようにするための措置

三 当該指定を受けた電気通信事業者又は卸先電気通信事業者の電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく携帯電話の役務の提供を受ける電気通信事業者を、当該指定を受けた電気通信事業者と卸先電気通信事業者との間及び卸先電気通信事業者間で変更できるようにするための措置

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK (Cは0を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

20CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第八号 (第9条第1項第5号関係)

881から始まる15けたを超えない十進数字

ただし、881に続く1けた以上4けた以下の数字は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

第九号 (第10条第1項第1号関係) (略)

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK (Cは0、5及び6を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

70CDEFGHJK (Cは5及び6に限る。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第八号 (第9条第1項第5号関係)

20CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第九号 (第9条第1項第6号関係)

881から始まる15けたを超えない十進数字

ただし、881に続く1けた以上4けた以下の数字は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

第十号 (第10条第1項第1号関係) (略)

[第十号](#) (第10条第1項第2号関係) (略)
[第十一号](#) (第12条関係) (略)
[第十二号](#) (第13条関係) (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。) 3 緊急通報が利用可能であること (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

[第十一号](#) (第10条第1項第2号関係) (略)
[第十二号](#) (第12条関係) (略)
[第十三号](#) (第13条関係) (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。) 3 緊急通報が利用可能であること (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

<p><u>8 第9条第1項第4号に規定するもの</u></p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>

<p><u>8 第9条第1項第4号に規定するもの</u></p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p> <p>3 緊急通報が利用可能であること（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
<p><u>9 第9条第1項第5号に規定するもの</u></p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>

<u>9</u> 第9条第1項第5号に規定するもの	電波法施行規則第4条第1項第20号の10に規定する人工衛星局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。
<u>10</u> 第10条第1項第1号に規定するもの	(略)
<u>11</u> 第10条第1項第2号に規定するもの	(略)
<u>12</u> 第10条第1項第3号に規定するもの	(略)
<u>13</u> 第12条に規定するもの	(略)
<u>14</u> 第13条に規定するもの	(略)

注 1～4 (略)

様式第二 届出書の様式 (第15条第3項関係)

第15条第3項に係る届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

<u>10</u> 第9条第1項第6号に規定するもの	電波法施行規則第4条第1項第20号の10に規定する人工衛星局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。
<u>11</u> 第10条第1項第1号に規定するもの	(略)
<u>12</u> 第10条第1項第2号に規定するもの	(略)
<u>13</u> 第10条第1項第3号に規定するもの	(略)
<u>14</u> 第12条に規定するもの	(略)
<u>15</u> 第13条に規定するもの	(略)

注 1～4 (略)

様式第二 届出書の様式 (第15条第3項関係)

第15条第3項に係る届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
指定を受けた電気通信番号について、電気通信番号規則第15
条第3項の規定に基づき届け出ます。

指定を受けた電気通信番号	
別表第3に規定する要件を 確認できる事項	
開始年月日	

注1 指定を受けた電気通信番号は、「第9条第1項第3号」、「第10条第1項第2号」等と記載すること。

2・3 (略)

(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
指定を受けた電気通信番号について、電気通信番号規則第15
条第3項の規定に基づき届け出ます。

指定を受けた電気通信番号	
別表第3に規定する要件を 確認できる事項	
開始年月日	

注1 指定を受けた電気通信番号は、「第9条第1項第3号」、「第9条第1項第4号」、「第10条第1項第2号」等と記載すること。

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第九条第一項第四号に規定する電気通信番号については、この省令による改正後の電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号として指定されたものとみなす。

2 この省令による改正後の第二十条の規定は、この省令の施行の際現に新規の契約の締結を停止し、又は停止する旨が明らかにされている電気通信役務について、利用者がその提供を受けるために電気通信事業者を変更する場合については、適用しない。

改正案

現行

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

電気通信番号の使用状況報告（0AB～J番号以外）

年3月31日現在

事業者名 _____

電気通信番号の種類別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計					

電気通信番号の使用状況報告（0AB～J番号以外）

年3月31日現在

事業者名 _____

電気通信番号の種類別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計					

注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1

項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種類」の欄は、「070/080/090」、「020」、

注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第6号まで及び第10条第1

項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種類」の欄は、「070/080/090」（電気通信番号

「881」、 「091」、 「060」、 「050」 又は「O A B O」を記載すること。

3～8 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				
事業者名				
年 月 月末現在				
電気通信番号の種類別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号		(4) 算定対象電気通信番号数 (1)－(2) ＋(3)
		(1) 番号使用数	(3) 番号が指定を受けた電気通信番号	
		(2) うち 呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号が 一タビリ テイにより 自社の 最終利用 者に用い られているもの	

規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号)、 「070」 (電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号)、 「020」、 「881」、 「091」、 「060」、 「050」 又は「O A B O」を記載すること。

3～8 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				
事業者名				
年 月 月末現在				
電気通信番号の種類別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号		(4) 算定対象電気通信番号数 (1)－(2) ＋(3)
		(1) 番号使用数	(3) 番号が指定を受けた電気通信番号	
		(2) うち 呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号が 一タビリ テイにより 自社の 最終利用 者に用い られているもの	

1～4 (略)	(略)				
5 電気通 信番号規 則第9条 第1項第 3号の電 気通信番 号	70、80又 は90から 始まる電 気通信番 号				
<u>6</u> 電気通 信番号規 則 <u>第9条</u> <u>第1項第</u> <u>4号</u> の電 気通信番 号	20から始 まる電気 通信番号				

1～4 (略)	(略)				
5 電気通 信番号規 則第9条 第1項第 3号の電 気通信番 号	70、80又 は90から 始まる電 気通信番 号				
<u>6</u> 電気通 信番号規 則第9条 第1項第 4号の電 気通信番 号	<u>70から始</u> <u>まる電気</u> <u>通信番号</u>				
<u>7</u> 電気通 信番号規 則 <u>第9条</u> <u>第1項第</u> <u>5号</u> の電 気通信番 号	20から始 まる電気 通信番号				

<p><u>7</u> 電気通 信番号規 則 <u>第9条</u> <u>第1項第</u> <u>5号</u>の電 気通信番 号</p>	<p>881から 始まる電 気通信番 号</p>			
<p><u>8</u> 電気通 信番号規 則第10条 第1項第 1号の電 気通信番 号</p>	<p>60から始 まる電気 通信番号</p>			
<p><u>9</u> 電気通 信番号規 則第10条 第1項第 2号の電 気通信番 号</p>	<p>50から始 まる電気 通信番号</p>			

<p><u>8</u> 電気通 信番号規 則 <u>第9条</u> <u>第1項第</u> <u>6号</u>の電 気通信番 号</p>	<p>881から 始まる電 気通信番 号</p>			
<p><u>9</u> 電気通 信番号規 則第10条 第1項第 1号の電 気通信番 号</p>	<p>60から始 まる電気 通信番号</p>			
<p><u>10</u> 電気通 信番号規 則第10条 第1項第 2号の電 気通信番 号</p>	<p>50から始 まる電気 通信番号</p>			

10 電気通信番号規則第10条第1項第3号の電気通信番号	A B O から始まる電気通信番号				
	合計				

注 1～5 (略)

11 電気通信番号規則第10条第1項第3号の電気通信番号	A B O から始まる電気通信番号				
	合計				

注 1～5 (略)

改正案

現行

別表第11（第25条関係）

電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～4（略）	（略）
5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電気通信番号	70CDEFGHJK、80CDE FGHJK又は90CDEFG HJK
6 電気通信番号規則第9条 <u>第1項第4号</u> に規定する電気通信番号	20CDEFGHJK
7 電気通信番号規則第9条 <u>第1項第5号</u> に規定する電気通信番号	881から始まる15けたを超えない十進数字
8 電気通信番号規則第10条 第1項第1号に規定する電気通信番号	60CDEFGHJK
9 電気通信番号規則第10条 第1項第2号に規定する電気通信番号	50CDEFGHJK

別表第11（第25条関係）

電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～4（略）	（略）
5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電気通信番号	70CDEFGHJK、80CDE FGHJK又は90CDEFG HJK
6 電気通信番号規則第9条 <u>第1項第4号</u> に規定する電気通信番号	<u>70CDEFGHJK</u>
7 電気通信番号規則第9条 <u>第1項第5号</u> に規定する電気通信番号	20CDEFGHJK
8 電気通信番号規則第9条 <u>第1項第6号</u> に規定する電気通信番号	881から始まる15けたを超えない十進数字
9 電気通信番号規則第10条 第1項第1号に規定する電気通信番号	60CDEFGHJK
10 電気通信番号規則第10条 第1項第2号に規定する電気通信番号	50CDEFGHJK

<p>10 電気通信番号規則第10条 第1項第3号に規定する電 気通信番号</p>	<p>A B O D E F G H J 又はA B O D E F G H J K</p>	<p>注 1 1の項及び2の項に掲げる電気通信番号については、当該 電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて 提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別す るための電気通信番号が続くものに限る。 2 10の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者 が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びそ の役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。</p>
<p>11 電気通信番号規則第10条 第1項第3号に規定する電 気通信番号</p>	<p>A B O D E F G H J 又はA B O D E F G H J K</p>	<p>注 1 1の項及び2の項に掲げる電気通信番号については、当該 電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて 提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別す るための電気通信番号が続くものに限る。 2 11の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者 が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びそ の役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。</p>